

# **湖周地区ごみ処理施設整備事業**

## **基本協定書（案）**

**平成25年4月30日**

**湖周行政事務組合**

## 湖周地区ごみ処理施設整備事業 基本協定書

湖周地区ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、湖周行政事務組合（以下「発注者」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「代表企業」という。）を代表企業とする\_\_\_\_\_グループの各構成企業（以下総称して「落札者」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、落札者が本事業の入札手続における落札者として決定されたことを確認し、発注者と落札者及び落札者の設立する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」といい、落札者とＳＰＣを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約に基づく本事業に係る設計・建設の一括請負及び運営業務の委託についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての発注者及び落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 発注者及び落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 落札者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者及び湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

### （ＳＰＣの設立）

第3条 落札者は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の変更を含む。以下「会社法」という。）が定める株式会社であるところの取締役会設置会社、かつ、監査役設置会社として、本事業に係る運営業務の遂行のみを目的とし、決算期を3月末日とするＳＰＣを岡谷市、諏訪市又は下諏訪町に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出するものとする。落札者は、ＳＰＣの本店所在地が変更される場合、ＳＰＣをして、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、落札者は、本協定の終了に至るまで、ＳＰＣをして、ＳＰＣの本店所在地を岡谷市、諏訪市又は下諏訪町以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 ＳＰＣの株式は譲渡制限株式の1種類とし、落札者は、ＳＰＣの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを発注者の書面による事前の承諾なくして

削除又は変更しないものとする。

3 SPCへの出資にあたり、落札者は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。

- (1) 落札者はいずれも必ず出資し、かつ、落札者による出資を出資比率の100%とする。
- (2) 代表企業は、SPCの株主中で最大の出資額で出資するものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 落札者は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。

- (1) SPCの株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法による落札者以外の第三者のSPCへの資本参加の決定
- (3) 落札者による出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業がSPCの筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

2 前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他発注者が必要とする書面の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書を添えて発注者に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第5条 落札者は、発注者との間において、次の各号所定の各契約を当該号の定めるところに従って締結せしめる。

(1) 基本契約

落札者は、平成25年11月中旬頃を目途として、湖周行政事務組合議会に対する特定事業契約の承認等に係る議案提出日までに、発注者との間で基本契約の仮契約を自ら締結しつつSPCをして締結せしめる。

(2) 建設請負契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付で、落札者の全部又は一部と発注者との間で建設請負契約の仮契約を締結せしめる。

(3) 運営委託契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付で、SPCと発注者との間で運営委託契約の仮契約を締結せしめる。

2 前項の仮契約は、特定事業契約の締結について湖周行政事務組合議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、落札者のいざれかが次の各号所定のいざれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、発注者は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、デフォルト事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、落札者は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10パーセントに相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帶して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帶債務とする。

- (1) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定による確定又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- (3) 落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
- (4) 落札者の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

4 落札者は、発注者と事業者との基本契約の仮契約の締結と同時に、別紙1所定の書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

#### （準備行為）

第6条 各特定事業契約に関し、当該特定事業契約の成立前であっても、落札者は、発注者の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はS.P.Cをして行わせることができるものとする。

2 落札者は、各特定事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該特定事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が締結に至らなかつた場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が締結に至らなかつた場合には、いざれかの特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 発注者及び落札者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は落札者のいざれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- (5) 落札者がS P Cに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報

に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 落札者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 発注者及び落札者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、発注者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び落札者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(発注者)

(落札者) (代表企業／構成企業)  
[所在地]  
[商 号]

(構成企業)  
[所在地]  
[商 号]

(構成企業)  
[所在地]  
[商 号]

(構成企業)  
[所在地]  
[商 号]

別紙1（第5条関係）

出資者保証書式

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

湖周行政事務組合

組合長 今井 竜五 様

**出 資 者 保 証 書**

湖周地区ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）に関し、\_\_\_\_\_（以下「代表企業」という。）を代表企業とする\_\_\_\_\_グループの構成メンバーである代表企業、\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_……（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが湖周行政事務組合（以下「貴組合」という。）及び（ＳＰＣ名）（以下「ＳＰＣ」という。）との間において平成25年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに当該基本契約に基づく本事業に係る設計・建設一括請負及び運営委託についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）につき、本書の日付けでもって、貴組合に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

- 1 SPCは、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社である取締役会設置会社、かつ、監査役設置会社として適法に湖周行政事務組合に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、\_\_\_\_株であり、その全てを、当社らが保有しており、\_\_\_\_株は代表企業が、\_\_\_\_株は\_\_\_\_が、\_\_\_\_株は\_\_\_\_が、\_\_\_\_株は\_\_\_\_が保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴組合に対して書面により通知し、その承諾を得たうえでこれを行うものとし、かつ、貴組合の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴組合所定の書式の誓約書その他貴組合が必要とする書面を添えて貴組合に対して提出すること、並びに、かかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。
  - (1) SPCの株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分
  - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法によるSPCへの資本参加の決定

(3) 当社らによる出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業がS  
P Cの筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法に  
よる増資

5 S P Cの資本金は、施設運営を開始する日までに\_\_\_\_\_円とし、貴組合の事前の書面  
による承諾なくして当該資本金の額を減少しないことを誓約する。

以上

(代表企業／構成企業)

[所在地]

[商 号]

(構成企業)

[所在地]

[商 号]

(構成企業)

[所在地]

[商 号]

(構成企業)

[所在地]

[商 号]